

法人税等会計基準等の見直し、検討—ASBJ

去る5月21日、企業会計基準委員会は、第547回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。**法人税等会計基準等の見直し**

第93回税効果会計専門委員会(2025年6月1日号(No.1744)情報ダイジェスト参照)に引き続き、法人税等会計基準等の見直しの検討が行われた。

示された。

また、税効果適用指針、グループ通算制度に関する実務対応報告42号、回収可能性適用指針においても適宜見直しをする案が示された。

委員からは、賛成意見が聞かれた。その一方で「課税対象利益」の用語とすることで従来の対象範囲が広がらないか懸念」との意見も聞かれた。

後発事象に関する会計基準の開発

第545回親委員会(2025年5月10日・20日合併号(No.1743)情報ダイジェスト参照)に引き続き、JICPA監査基準報告書560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下、「監基報560実1」という)のASBJへの移管にあたって、次の検討が行われた。

(1) 期中財務諸表における後発事象の基準日に関する注記事項

第545回親委員会で、期中財務諸表において後発事象の基準日を定める提案を行っている

関係から、当該基準日に関する注記事項を求めるか検討が行われた。

事務局から、一定の有用性はあるものの、国際的な会計基準との整合性や、適時性に係るより強い制約の観点から、期中財務諸表においては後発事象の基準日に関する注記を求めないとする提案が示された。

委員からは、「利用者から国際的に不満の声も聞かれず、実際の整合性が取ればよい」

会計

分類・測定に関するローン・コミットメント、貸付金代替性債券の取扱い、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る5月15日、企業会計基準委員会は、第238回金融商品

専門委員会を開催した。金融資産の減損プロジェクトにおける分類・測定の定めについて、第544回親委員会(2025年4月20日号(No.1741)情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の事項が審議された。

また、同テーマについて、5月21日開催の第547回親委員会でも審議された。

主な審議事項は以下のとおり。

など、異論は聞かれなかった。

(2) 「開示すべき後発事象に関する考え方の記載の移管

監基報560実1の5(1)②「開示すべき後発事象の考え方」の移管について、追加的な検討が行われた。

本規定のうち、後発事象に該当するかどうかの考え方を示している部分を、新たな会計基準等の設例としてその内容を移管する事務局案が示された。

委員から異論は聞かれなかった。

(1) IFRS9号「金融商品の

範囲の取入れ・名称および定義

ローン・コミットメントに係るIFRS9号の範囲に関する定めを取り入れず、名称および定義については、現行の日本基準の「当座貸越契約(これに準ずる契約を含む)」及び貸出コミットメント」を踏襲する事務局案が示された。

専門委員からは、賛成意見が多く聞かれ、第547回親委員会でも、異論は聞かれなかった。

(2) 市場金利を下回る金利で

ローンを提供するコミットメント
IFRS9号の市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの取扱い(4.2.1項(d))を本プロジェクトへ取り入れるかについて、次の案が示され、議論された。

- 案1 取り入れない。
- 案2 取り入れる。その方法は次の2つに分かれる。
 - ① 要求事項として取り入れる。
 - ② 原則的な方法として取り入れ、選択可能な会計方針として取り入れない方法と認められる。

専門委員からは「本取扱いは

一般的ではない」との意見が聞かれ、案1を支持する意見が聞かれた。

第547回親委員会では、案1を支持する意見のほか、「国際的な会計基準との整合性の観点から、案2①が適当では」との意見も聞かれた。

貸付金代替性債券の定め

貸付金代替性債券について、金融商品会計基準でその定義および貸借対照表価額に関する定めを新設し、予想信用損失モデルの対象となることを明記するとされた。

これを受けて、事務局から、次の点に関する提案が示された。

- ・定義：「銀行が総額引受人とし

会計

IFRSS2号の修正案に対するコメント案、検討開始

去る5月19日、SSBJは第52回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

中期運営方針の検討

前回（2025年5月1日号（No.1742）情報ダイジェスト参照）に引き続き中期運営方針の検討が進められ、語句の明

て引き受けて保有する私募債

- ・名称：「総額引受私募債」
- ・分類・測定：その他有価証券

から外して新たな区分を設け、時価評価は行わず、償却原価で測定したうえで予想信用損失モデルを適用する。また、満期保有目的の債券と同様の定めを設けない。

専門委員会からは、賛成意見が聞かれた。

第547回親委員会では、「目的を示した『貸付金代替性債券』の名称のほうが理解しやすい」、「有価証券の区分が増えるという大きな変更になることに懸念がある」との意見も聞かれた。

確化や構成の整理が行われた。

委員から異論はなく、事務局は次回会議（6月2日予定）にも最終化する予定。

IFRS公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正」への対応

本誌既報（2025年6月1日号（No.1744）情報ダイジェ

ポジティブ・メンタルヘルス

逃げる子による「逃げる者」

メンタルクリエイター 江口 毅

先日、友人と電車のなかのマネー違反の話をしました。立っている乗客が濡れた傘を腕にかけ、石突が座っている筆者の膝に当たることや、混んだ電車で足を組んで座っている乗客のつま先が立っている筆者の足に当たることなどが不快だという例を挙げました。そんなときどうするかという話題になったら、その友人は「やめてほしい」とお願いするか注意することでした。

先曰、友人と電車のなかのマネー違反の話が長いと不満をいうでもなく、その場から逃げ出すという道を選んでいました。また、生徒にチョークを投げつける教育実習生に憤慨し、何もしずに教室から出ていったこともありまして。きつと多くの先生方や友人に心配をかけたはずで、若気の至りとはいえ今は反省しています。

人間関係でもずっとそういう傾向があります。苦手な人や嫌いな人に対して、懐に踏み込んで仲良くなってしまう人や正面から喧嘩する人がいれば、嵐が過ぎるのをひたすら耐えるという人もいます。筆者の場合は、なるべく関わらないようにしたり、そばにいないときも薄い膜を張るような距離の取り方をしたりしてきました。

一方で、もちろんネガティブな面もあります。不快な出来事があつたり傷つけられたりしたときに、自分の意見や気持ちを相手に率直に伝える経験を積む機会が少なくなりました。その結果、気持ちをギリギリまで溜め込んで爆発させてしまうことが少なくありませんでした。その都度気持ちを伝えれば、不満は小出しにしたほうがいいと頭ではわかっている、自分にとってそれはとても難しいことでした。

それを聞いて、友人の勇氣ある姿勢に驚くと同時に、わが身を顧みました。このような場面の対処は、注意か我慢か回避の三択になるのではないのでしょうか。そして、多くの人は我慢か回避を選択するでしょう。では筆者はどうするかというと、公共交通機関そのものを回避するという選択をとります。つまり、不快な思いをしたくないから自家用車で移動するのです。この時、そうか、自分は不快なことから徹底的に逃げるという選択をするのだなと気づきました。

振り返ると、好きな女の子への告白や受験といった大舞台以外は、逃げるという選択が多い人でした。たまたま認めざるを得ません。ただし、ネガティブな意味だけで逃げるという言葉を使っているわけではありません。筆者にとって逃げることは自分なりのストレス対処法でした。そのおかげで数々の困難をやり過ごせたのだし、真面目から棘だらけの鉄球を受け止めてポロポロになることもなく生きてこられたわけです。

整理すると、筆者の強みは「日常的に、小さく、逃げる」ことができることであり、課題は「逃げつばなしにせず、ときとして向き合う」ことになり、今までの人生は、きつと、小さく、逃げることで生き抜くことができたのだし、課題はこれからの訓練次第でどうにかかります。実際、いつも気持ちをちゃんと受け止めてくれる人や不満を小出しにしても喧嘩にならない人たちと出会い、その人たちの力を借りて訓練をすることで、ギリギリまで気持ちを溜め込むことは少なくなりました。このように、逃げることは悪いことではないし、逃げてきたことよって生まれた課題も訓練次第で何とかなるものです。

スト参照)のとり、ISSBは4月28日にIFRS S2号における次の4点を修正する公開草案を公表した。

- (1) スコープ3カテゴリ15の「投資」に関連する温室効果ガス排出の測定および開示の範囲に関する要求事項の明確化と容認規定の追加
- (2) 世界産業分類基準(GIC S)に関する容認規定の追加
- (3) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)(GHGプロトコル)」とは異なる測定方法を用いることができるとする容認規定の明確化
- (4) 報告日時点で利用可能な最

新の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の評価における100年の時間軸に基づく地球温暖化係数(GWP)の数値とは異なるGWPの数値を用いることができるとする容認規定の追加

これに対し事務局は、(3)・(4)の提案については支持し、(1)・(2)に対してはコメントを提出する方向で、6月27日のコメント期限に向けて審議が行われる模様。なお、既報(2025年3月1日号(No.1736))情報ダイジェスト参照)のとり、IFRS S2号の改訂が確定した場合には、SSBJ基準の改正にも取り組むこととされている。

国際会計

変動持分事業体の取得に関するASU、公表—FASB

去る5月12日、FASBは会計基準アップデート(ASU)2025-03「企業結合(トピック805)と連結(トピック810)―変動持分事業体の取得における会計上の取得企業の決定」を公表した。

現行では、変動持分事業体(Variable Interest Entity (V

IE)が取得される企業結合では、主たる受益者(primary beneficiary)が常に会計上の取得企業となる。しかし、利害関係者から、会計上の取得企業を決定するための現行の規定は、VIEに関する取引とVIEに関する取引の比較可能性が欠如しているという

指摘があり、この指摘に対応して、このASUが発行された。

ASUの内容

ASUは、主に証券持分(equity interests)の交換によって、法的な被取得企業が事業の定義を満たすVIEである企業結合について、会計上の取得企業の決定のために、VIEに關係しない場合と同じ要因(議決権、企業の大きさ、その他の利用可能な証拠など)を考慮しなければならないとした。

国際会計

顧客に支払う株式報酬に関するASU、公表—FASB

去る5月15日、FASBは会計基準アップデート(ASU)2025-04「報酬―株式報酬(トピック718)および顧客との契約から生じる収益(トピック606)―顧客に支払う株式を基礎とした対価の明確化」を公表した。

ASUの内容

一部の企業は、顧客(または顧客からその企業の物品やサービスを購入する他の当事者)に対して株式を基礎とした対価を提供することで、顧客(またはその顧客)が企業の物品やサービスを購入するよう促すことが

一方、企業結合が主に証券持分の交換ではない形式でVIEが取得される場合、そのVIEの主たる受益者が会計上の取得企業となる。

適用関係

ASUは、2026年12月16日以降開始する年度から適用され、当初の適用日以後に発生した企業結合に対して将来に向かって適用される。また、早期適用は認められる。

「顧客に支払われる株式報酬」については、付与者が失効(forefeiture)の影響を見積ることなしに、発生時に会計処理することを選択でき、これにより権利確定が見込まれない報酬の認識が遅れる可能性があった。

ASUは、「サービス条件」の「顧客に支払われる株式報酬」について、付与者が失効の発生時に会計処理する会計方針の選択を削除した。したがって、付与者は、それらの株式報酬の測定にあたり、発生する失効の予想数を見積る必要がある。

(3) 権利確定の可能性の評価

ASUは、付与者は株式報酬が権利確定する可能性を、トピック606ではなく、トピック718のガイダンスのみを使用して評価することを明確にした。

適用関係

ASUは2026年12月16日以降開始する年度から、修正週及(適用年度の期首に累積的影響額を示す)と週及(比較年度の期首で累積的影響額を示す)のいずれかで適用される。早期適用は認められる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年5月13日	有価証券報告書の株主総会前開示について～投資家に対する有用で効率的な情報提供に向けて～	経団連	有報の総会前開示について、政府与党へ提言したものの。会社法における有報の位置づけの明確化、真に有用で効率的な開示に向けた検討、株主総会開催日の後ろ倒しに関する環境整備、株主総会の決議事項の見直し等の改革の実現に向けて方向性を示し、本年の「骨太方針」や「新しい資本主義のグランドデザイン」等に明記することを要望している。 https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/032.pdf
2025年5月14日	サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ	経産省	わが国においてサイバーセキュリティ人材が不足していることを踏まえて、経産省で開催された「サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会」の検討内容を取りまとめたもの。セキュリティ・キャンプの拡充、登録セキスペ(セキュリティに係る専門的な知識・技能を備えた国家資格(情報処理安全確保支援士))の活用促進、中堅・中小企業等における人材確保策の提示といった施策の方向性が示されている。 https://www.meti.go.jp/press/2025/05/20250514002/20250514002.html

金融

債券市場の構造変化と企業財務への波及

日銀は5月20日と21日、第22回債券市場参加者会合を本店にて開催した。会合には、銀行・証券・バイサイドの各グループから債券市場サーベイ等に参加する金融機関の実務担当者が出席し、各グループ別に日銀金融市場局の関係幹部とともに意見交換を行った。

会合は、国債市場の動向や市場機能、日銀による国債買入れ運営をめぐる議論となった。会合にあわせて公表された資料によれば、国債買入れ額は段階的に減額が進められており、2025年4～6月期には4・1兆円まで縮小している。前回の四半期比で約4兆円の減少にあたり、ゆるやかだが継続的な減額の動きが確認される。これにより、超長期債の利回りが上昇し、イールドカーブはスティープ化基調にある。また、日銀が5月19日に公表した債券市場の機能度に関する調査結果では、「低い」や「低下した」とする回答が増加しており、とりわけ10年超ゾーンにおいて市場の分断や流動性の低下が目立っている。

買入れ減額の方針をめぐっては、継続すべきとの意見と修正を求め、声が混在しており、今後の金融政策運営上の焦点となり得る。なお、本資料には明記はされていないが、企業財務の視点から見逃せない論点もいくつか浮かび上がってくる。まずは、地方金融機関などが保有する国債の流動性低下により、売却の難しさや価格の不安定化が起こる可能性がある点だ。こうした変化は、資金調達環境や貸出姿勢にも影響を及ぼし得る。次に、国債市場の不安定化は、金利スワップや先物といったヘッジ手段のコスト増加を通じて、金融商品の価格形成にも影響が及ぶ。さらに、イールドカーブの変化に伴い、企業の社債発行が中期ゾーンに集中する傾向がみられるようになり、再調達リスクや金利変動への備えが、これまで以上に重要となる局面に入ってきている。

企業財務においても、市場構造の変化に留意しつつ、機動的な資金戦略の構築が求められる場面が増える可能性がある。

証券

「相互関税」の後に来るのは何か？

トランプ大統領は、相互関税の発動後、上乗せ分の90日間発効停止を即時に決定した。それを契機に世界の株式市場は安心、下落していた各国の株価は足並み揃えて上向いた。停止期間中に、米国は、貿易相手国ごとに関税内容の見直し交渉を行う。

現在、その交渉が続いている国がほとんどだが、中国とは、米国の対中関税が14.5%、中国の対米関税が12.5%という想像を絶する水準で発動したため、早急に見直す必要があった。

難航が予想された米中の関税交渉は、5月12日に合意に達した。対中関税は30%、対米関税は10%とする。ただし、24%の上乗せ分を実施余地として残り、実施の可否を90日間の停止期間中に協議、決定することになっている。

1カ月ほど、ごくゆるやかな上昇を続けてきた世界の株式市場は米中の関税引下げ合意にポジティブな反応をみせた。ただ、米国、アジア市場では株価に活が入れられた形になったが、ヨーロッパ市場はさしたる反応

を示さなかった。相互関税が大問題として浮上してからの世界の株式市場は、トランプ大統領の関税に対する信念、実行力をどう評価してよいかかわらず、不確実性のリスクにおびえてきた。しかし、相互関税の発動や上乗せ分の90日間発効停止、米中間の関税引下げ実現などを通して、大統領の朝令暮改的な政策運営に少しづつ慣れてきたといえるのではないかと。それがわかったので、世界各国の株価は案外、堅調に推移しているのかもしれない。

もともと、関税問題がピークアウトすれば、万事OKというわけにはいかない。実施中の関税引上げの影響が本格化するのはいずれからである。世界経済はインフレ上昇や金利上昇、景気後退、企業収益の悪化などに見舞われるだろう。そのとき、トランプ大統領が強引な政策を展開するのではないかと懸念される。そのようなシナリオも想定して、冷静な対応を心がけたい。